

# 令和5年度 奈良県国公立高校生等 奨学給付金

## ～家計急変世帯向け～

提出期日 ▶▶在学校が指定する期日（令和5年7月3日～令和6年1月中旬頃）

教科書費、通学費等を支援する返還不要の給付金です

年間支給額

非課税に相当する世帯		
第一子 ②区分	第二子以降 ③区分	通信制・専攻科 通・専区分
117,100円	143,700円	50,500円

※7月2日以降に家計急変が発生した場合は、申請があった日の翌月以降（申請日が初日の場合は、その月）の月数に応じた額を支給

支給要件

～基準日現在の状況が、次のすべてに該当する場合に支給します～

- 保護者等が奈良県内に住所を有していること  
※県外在住の場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください
- 保護者等全員の道府県民税及び市町村民税の所得割が0円（非課税）ではなく、  
予期せぬ事象により収入が非課税相当まで減少していること
- 高校生等が高等学校等就学支援金の支給（授業料支援）を受ける資格を有する者であること。（高等学校学び直し支援金の補助対象となる者、または高等学校等専攻科の修学支援金の補助対象となる者も含まれる。）

※詳細については、在学する高等学校等の担当者までお問い合わせください。

### 【注意事項】

- ※特別支援学校高等部の生徒は対象外です。
- ※児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設に入所している高校生等は除く）が措置されている場合は対象外です。
- ※保護者等が海外赴任等で日本に住所を有しておらず、道府県民税及び市町村民税の所得割が確認できない場合は対象外です。
- ※1人の高校生等について、複数の都道府県へ重複して申請することはできません。

この給付金は、国公立の高等学校等に在学している高校生等向けのものです。  
詳細については、在学する高等学校等までお問い合わせください。

## 必要提出書類

以下の書類を提出してください。

その他必要に応じて、家計急変した理由を証明する追加書類の提出を求める場合があります。

- 申請書
- 課税証明書
- 扶養申立書
- 口座振替申出書

- 家計急変後の収入の分かる書類
- 申請理由書
- 家計急変理由を示す証拠書類

⚠️ 課税証明書 →お住まいの市町村役場

家計急変後の収入の分かる書類(例:給与明細)  
家計急変理由を示す証拠書類(例:離職票、診断書)

} 申請者が状況に応じて準備

他の書類は、在学する高等学校等の事務室で配付されます

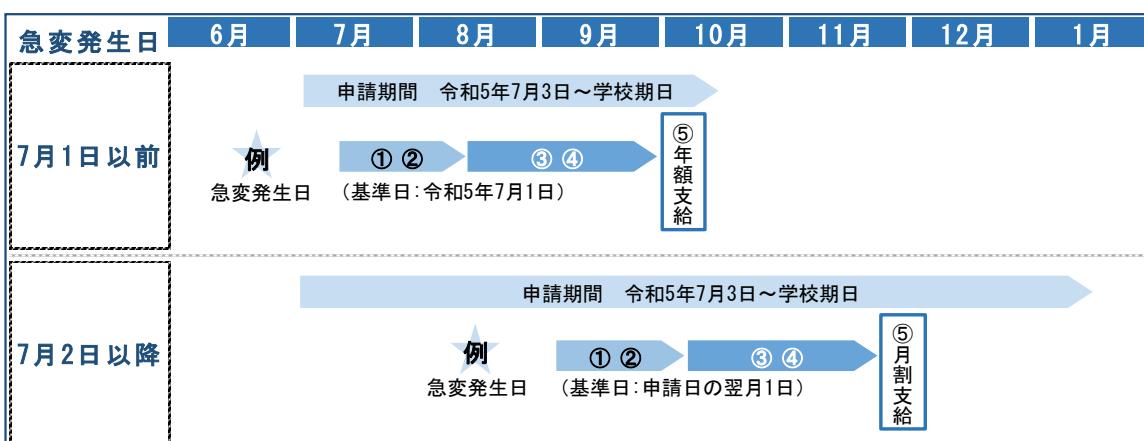
○同時期に募集開始する非課税世帯とは対象者が異なります。両方は申請できませんので、提出様式にお間違えのないようご注意ください。

## 支給スケジュール

家計急変発生日によって、提出締切日や支給額が変わってきます。

家計急変した場合は速やかに申請してください。また、在学校での締切日後は受け付けられません。

◎締切日目安 令和5年7月1日以前に急変発生:10月中旬頃 令和5年7月2日以降に急変発生:令和6年1月中旬頃



### <支給の流れ>

- ① 学校へ必要書類を提出
- ② 学校による不備書類等の確認  
※書類訂正、書類追加を求める可能性があります
- ③ 学校から学校支援課へ提出
- ④ 学校支援課による書類審査  
※書類訂正、書類追加を学校を通じて求める可能性があります
- ⑤ 書類が揃い、審査が終わり次第随時支給  
(※支給日前に認定または不認定通知を学校通じてお渡します)

…申請者の方に関係のある部分を示しています

Q. 家計急変理由は具体的にどのようなものがありますか

A. 自己都合ではない離職や退職(会社側からの解雇、病気による休職等)、離婚、配偶者死亡 等があります。

？詳細について知りたい方は？

\*在学校の担当者にお問い合わせください  
\*奈良県のHPにも概要等を掲載しております

奈良県 国公立奨学給付金

検索